１：１０，０００　地形図

関ケ原都市計画下水道の変更（関ケ原町決定）
総　括　図　［汚水］
（案）　縮尺　１０，０００分の１

令和三年三月作成

関ケ原都市計画総括図

都市計画区域	昭和29年７月19日	建設省告示第1276号及び1277号（決定）
	昭和53年４月１日	岐阜県告示第240号（変更）
	昭和61年４月１日	岐阜県告示第341号（変更）
用途地域	昭和53年４月１日	岐阜県告示第241号（決定）
	昭和54年７月24日	岐阜県告示第595号（変更）
	昭和56年４月１日	岐阜県告示第380号（変更）
	平成８年４月１日	関ケ原町告示第13号（決定）
	令和２年11月20日	関ケ原町告示第60号（変更）
道路網	昭和54年７月10日	関ケ原町告示第28号（変更）
	昭和54年７月24日	岐阜県告示第594号（変更）
	昭和59年３月30日	岐阜県告示第309号（変更）
	平成３年12月24日	岐阜県告示第777号（変更）
公園	昭和54年４月10日	岐阜県告示第333号（決定）
	昭和58年１月11日	岐阜県告示第33号（変更）
火葬場	平成３年３月20日	関ケ原町告示第10号（決定）
一団地の住宅施設	平成３年12月19日	関ケ原町告示第37号（決定）
下水道	平成４年10月13日	関ケ原町告示第22号（決定）
	平成15年８月18日	関ケ原町告示第38号（変更）

関ケ原町
縦覧図書
案の縦覧期間
令和８年２月２日から
令和８年２月16日まで

位置図
福井県
滋賀県
三重県
愛知県
関ケ原町
本巣市
揖斐川町
大野町
池田町
神戸町
垂井町
大垣市
養老町
輪之内町
安八町
瑞穂市
北方町
岐阜市
羽島市
各務原市
笠松町
岐南町
海津市

※本図の道路の位置、地域の境界は、その概略を示すもので、その詳細は、関ケ原町役場に備え置く指定図書を縦覧されたい。

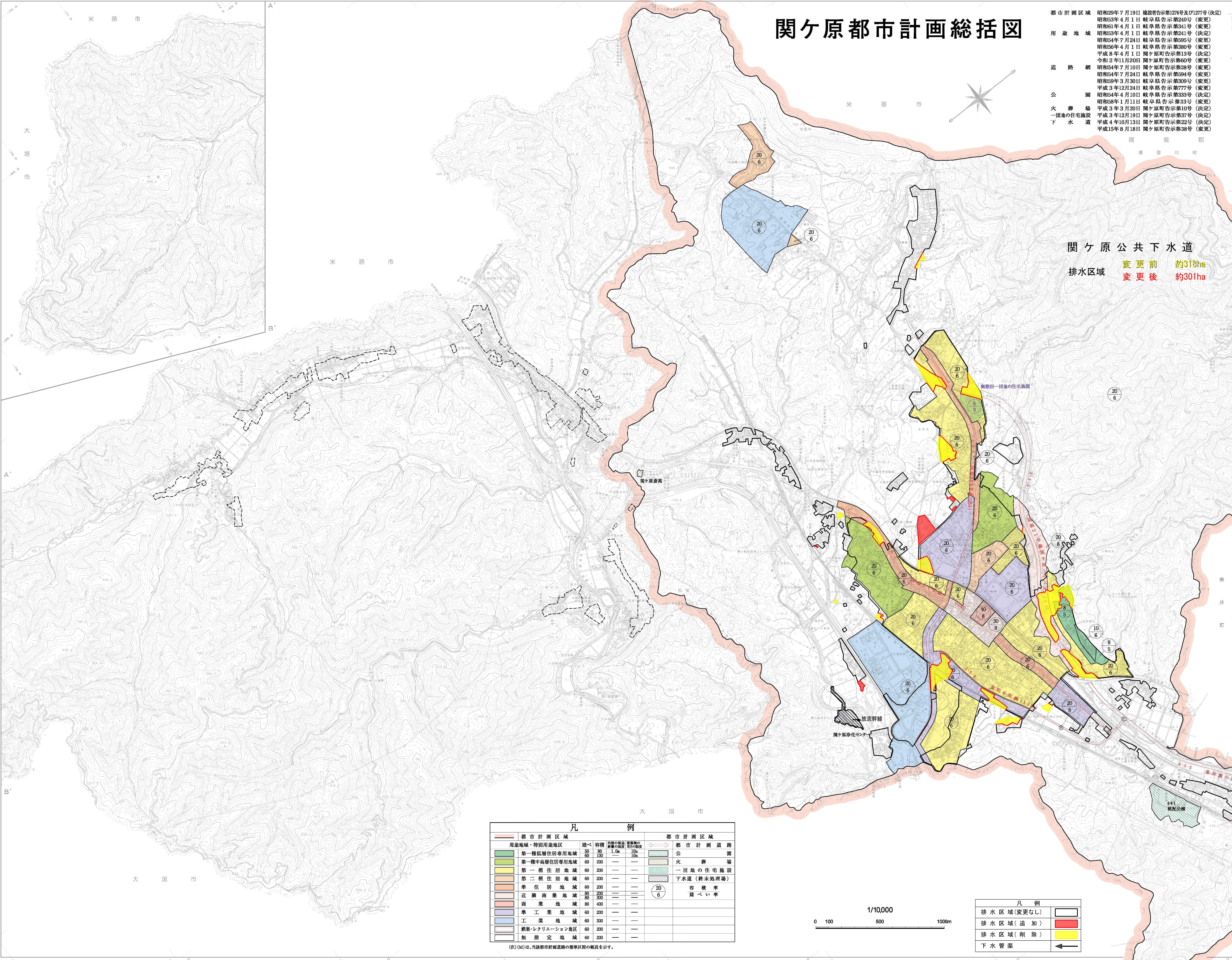

関ケ原公共下水道

排水区域　変更前　約318ha
　　　　　変更後　約301ha

凡　例

	都市計画区域						都市計画区域
	用途地域・特別用途地区	建ぺ	容積	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度		都市計画道路
🟩	第一種低層住居専用地域	50 60	80 100	1.0m	10m 10m	▨	公園
🟩	第一種中高層住居専用地域	60	200	—	—	▨	火葬場
🟨	第一種住居地域	60	200	—	—	▨	一団地の住宅施設
🟧	第二種住居地域	60	200	—	—	▨	下水道（終末処理場）
🟧	準住居地域	60	200	—	—	20/6	容積率 建ぺい率
	近隣商業地域	80 80	200 300	— —	— —		
🟥	商業地域	80	400	—	—		
🟪	準工業地域	60	200	—	—		
🟦	工業地域	60	200	—	—		
▨	娯楽・レクリエーション地区	60	200	—	—		
☐	無指定地域	60	200	—	—		

（注）（M）は、当該都市計画道路の標準区間の幅員を示す。

凡　例	
排水区域（変更なし）	☐
排水区域（追加）	🟥
排水区域（削除）	🟨
下水管渠	←

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○　建てられる用途
（青色）建てられない用途
①，②，③，▲　面積、階数等の制限あり

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	娯楽・レクリエーション地区	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が　150㎡以下のもの		①	○	○	○	○	○	○	○	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②300㎡以下。
	店舗等の床面積が　150㎡を超え、　500㎡以下のもの		①	○	○	○	○	○	○	○	②	
	店舗等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が　150㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	▲	
	事務所等の床面積が　150㎡を超え、　500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○		▲100㎡以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○			▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等			▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等				○	○	○	○	○	○	○	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場等				○	○	○	○	○	○		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場					①	①	○	○		②	①客席200㎡未満　②観覧場のみ
	キャバレー、個室付浴場等							○	▲			▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○		○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		○	○	○	○	○	○	○			
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所			▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	②	③	③	○	○	○	○	○	③	①　600㎡以下　1階以下 ②　3,000㎡以下　2階以下 ③　2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり										
	倉庫業倉庫					○	○	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）			①	○	○	○	○	○	○	②	①3,000㎡以下　②乗馬用、観光用のみ
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋 建具屋、自動車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	○	○	○	○	○	○	○		原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			①	①	①	②	②	○	○		原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場						②	②	○	○		作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場								○	○		①50㎡以下　②150㎡以下
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場									○		
	自動車修理工場			①	①	②	③	③	○	○		作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設			▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	量が少ない施設						○	○	○	○		
	量がやや多い施設								○	○		
	量が多い施設									○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要										

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

中日本航空株式会社調製

関ケ原町役場

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定
による第Ⅶ座標系（世界測地系に準拠）

この地図は、令和３年３月作成の関ケ原町都市計画基本図
１：２，５００を縮小し編纂し、修正したものである。

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　令２部公第７３号」